け総財地第二十六号及び第二十七号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき平成二十二年度減収補塡債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十二年度減収補塡債」という。）、平成二十三年度において「平成二十三年度地方債同意等予定額について（平成二十四年二月二十二日付け総財地第三十八号、総財務第二十八号都道府県知事あて総務大臣通知及び総財地第三十九号、総財務第二十九号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき平成二十三年度減収補塡債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十三年度減収補塡債」という。）、平成二十四年度において「平成二十四年度地方債同意等予定額について（平成二十五年二月二十二日付け総財地第三十五号、総財務第十七号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき平成二十四年度減収補塡債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十四年度減収補塡債」という。）、平成二十五年度において「平成二十五年度地方債同意等予定額について（平成二十六年二月十四日付け総財地第二十三号、総財務第三十号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき平成二十五年度減収補塡債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十五年度減収補塡債」という。）、平成二十六年度において「平成二十六年度地方債同意等予定額について（平成二十七年二月十三日付け総財地第二十一号、総財務第三十二号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき平成二十六年度減収補塡債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十六年度減収補塡債」という。）、平成二十七年度において「平成二十七年度地方債同意等予定額について（平成二十八年二月二十九日付け総財地第二十三号、総財務第二十二号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき平成二十七年度減収補塡債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十七年度減収補塡債」という。）、平成二十八年度において「平成二十八年度地方債同意等予定額について（平成二十九年二月二十八日付け総財地第五十三号、総財務第十八号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき平成二十八年度減収補塡債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十八年度減収補塡債」という。）、平成二十九年度において「平成二十九年度地方債同意等予定額について（平成三十年二月二十六日付け総財地第二十二号、総財務第十八号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき平成二十九年度減収補塡債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十九年度減収補塡債」という。）、平成三十年度において「平成三十年度地方債同意等予定額について（平成三十一年二月二十六日付け総財地第二十一号、総財務第十七号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき平成三十年度減収補塡債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成三十年度減収補塡債」という。）、平成三十一年度において「平成三十一年度地方債同意等予定額について（令和二年二月二十一日付け総財地第二十一号、総財務第十七号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき平成三十一年度減収補塡債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成三十一年度減収補塡債」という。）、令和二年度において「令和二年度地方債同意等予定額について（令和二年十二月二十一日付け総財地第二十一号、総財務第十七号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき令和二年度減収補塡債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和二年度減収補塡債」という。）、令和三年度において「令和三年度地方債同意等予定額について（令和四年二月二十二日付け総財地第二十一号、総財務第十七号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき令和三年度減収補塡債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和三年度減収補塡債」という。）、令和四年度において「令和四年度地方債同意等予定額について（令和四年七月二十六日付け総財地第二十一号、総財務第十七号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき令和四年度減収補塡債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和四年度減収補塡債」という。）、令和五年度において「令和五年度地方債同意等予定額について（令和五年七月二十六日付け総財地第二十一号、総財務第十七号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき令和五年度減収補塡債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和五年度減収補塡債」という。）、令和六年度において「令和六年度地方債同意等予定額について（令和六年七月二十六日付け総財地第二十一号、総財務第十七号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき令和六年度減収補塡債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和六年度減収補塡債」という。）、令和七年度において「令和七年度地方債同意等予定額について（令和七年七月二十六日付け総財地第二十一号、総財務第十七号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき令和七年度減収補塡債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和七年度減収補塡債」という。）、令和八年度において「令和八年度地方債同意等予定額について（令和八年七月二十六日付け総財地第二十一号、総財務第十七号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき令和八年度減収補塡債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和八年度減収補塡債」という。）、令和九年度において「令和九年度地方債同意等予定額について（令和九年七月二十六日付け総財地第二十一号、総財務第十七号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき令和九年度減収補塡債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和九年度減収補塡債」という。）、令和十年度において「令和十年度地方債同意等予定額について（令和十一年七月二十六日付け総財地第二十一号、総財務第十七号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき令和十年度減収補塡債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和十年度減収補塡債」という。）、令和十一年度において「令和十一年度地方債同意等予定額について（令和十二年七月二十六日付け総財地第二十一号、総財務第十七号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき令和十一年度減収補塡債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和十一年度減収補塡債」という。）、令和十二年度において「令和十二年度地方債同意等予定額について（令和十三年七月二十六日付け総財地第二十一号、総財務第十七号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき令和十二年度減収補塡債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和十二年度減収補塡債」という。）、令和十三年度において「令和十三年度地方債同意等予定額について（令和十四年七月二十六日付け総財地第二十一号、総財務第十七号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき令和十三年度減収補塡債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和十三年度減収補塡債」という。）、令和十四年度において「令和十四年度地方債同意等予定額について（令和十五年七月二十六日付け総財地第二十一号、総財務第十七号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき令和十四年度減収補塡債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和十四年度減収補塡債」という。）、令和十五年度において「令和十五年度地方債同意等予定額について（令和十六年七月二十六日付け総財地第二十一号、総財務第十七号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき令和十五年度減収補塡債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和十五年度減収補塡債」という。）、令和十六年度において「令和十六年度地方債同意等予定額について（令和十七年七月二十六日付け総財地第二十一号、総財務第十七号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき令和十六年度減収補塡債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和十六年度減収補塡債」という。）、令和十七年度において「令和十七年度地方債同意等予定額について（令和十八年七月二十六日付け総財地第二十一号、総財務第十七号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき令和十七年度減収補塡債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和十七年度減収補塡債」という。）、令和十八年度において「令和十八年度地方債同意等予定額について（令和十九年七月二十六日付け総財地第二十一号、総財務第十七号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき令和十八年度減収補塡債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和十八年度減収補塡債」という。）、令和十九年度において「令和十九年度地方債同意等予定額について（令和二十年七月二十六日付け総財地第二十一号、総財務第十七号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき令和十九年度減収補塡債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和十九年度減収補塡債」という。）、令和二十年度において「令和二十年度地方債同意等予定額について（令和二十一年七月二十六日付け総財地第二十一号、総財務第十七号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき令和二十年度減収補塡債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和二十年度減収補塡債」という。）、令和二十一年度において「令和二十一年度地方債同意等予定額について（令和二十二年七月二十六日付け総財地第二十一号、総財務第十七号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき令和二十一年度減収補塡債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和二十一年度減収補塡債」という。）、令和二十二年度において「令和二十二年度地方債同意等予定額について（令和二十三年二月二十三日付け総財地第二十六号及び第二十七号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき令和二十二年度減収補塡債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和二十二年度減収補塡債」という。）、令和二十三年度において「令和二十三年度地方債同意等予定額について（令和二十四年二月二十二日付け総財地第二十八号、総財務第二十八号都道府県知事あて総務大臣通知及び総財地第三十九号、総財務第二十九号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき令和二十三年度減収補塡債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和二十三年度減収補塡債」という。）、令和二十四年度において「令和二十四年度地方債同意等予定額について（令和二十五年二月二十二日付け総財地第三十五号、総財務第十七号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき令和二十四年度減収補塡債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和二十四年度減収補塡債」という。）、令和二十五年度において「令和二十五年度地方債同意等予定額について（令和二十六年二月十四日付け総財地第二十三号、総財務第三十号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき令和二十五年度減収補塡債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和二十五年度減収補塡債」という。）、令和二十六年度において「令和二十六年度地方債同意等予定額について（令和二十七年二月十三日付け総財地第二十一号、総財務第三十二号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき令和二十六年度減収補塡債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和二十六年度減収補塡債」という。）、令和二十七年度において「令和二十七年度地方債同意等予定額について（令和二十八年二月二十九日付け総財地第二十三号、総財務第二十二号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき令和二十七年度減収補塡債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和二十七年度減収補塡債」という。）、令和二十八年度において「令和二十八年度地方債同意等予定額について（令和二十九年二月二十八日付け総財地第五十三号、総財務第十八号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき令和二十八年度減収補塡債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（